

**令和4年度
集団指導講習会資料
(訪問入浴介護編)**

横須賀が大好き!



YOKOSUKA CITY SINCE 1907

**横須賀市
民生局福祉こども部
指導監査課**

目 次

1	条例の性格について	．．．．．	P. 1
2	基本報酬について	．．．．．	P. 2
3	人員基準について	．．．．．	P. 2
4	設備基準について	．．．．．	P. 3
5	運営基準について	．．．．．	P. 4
6	衛生管理について	．．．．．	P. 10
7	介護報酬・加算・減算について	．．．．．	P. 11

実際の事業運営に当たっては、
「運営の手引き」を参照してください。

条例は、指定居宅サービス又は指定介護予防サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者は、常に基準に従い、適正な運営を行うよう努めなければなりません。

指定居宅サービス又は指定介護予防サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービス又は指定介護予防サービスの指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、

- ① 相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、
- ② 相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、
- ③ 正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものとされています。（③の命令をした場合には、事業者名、命令に至った経緯等を公示します。）

なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること。）ができるものとされています。

ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとされています。

- ①次に掲げるとき、その他事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
 - イ 指定居宅サービス又は指定介護予防サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
 - ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品、その他財産上の利益を供与したとき
- ②利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- ③その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとされています。

2

基本報酬について

1 基本報酬について（令和3年度～）

令和3年度より以下のとおり基本報酬が改定されました。

	改定前	改定後
訪問入浴介護	1,256単位	1,260単位
介護予防訪問入浴介護	849単位	852単位

3

人員基準について

1 管理者

常勤であり、かつ、専ら当該訪問入浴介護事業所の管理業務に従事するものとされています。管理者は指定訪問入浴介護事業所ごとに配置しなければなりません。

ただし、管理業務に支障がないときは、以下の職務を兼ねることができます。

- ①当該事業所の訪問入浴介護従業者としての職務に従事する場合
- ②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合

※管理者は同一敷地内でない他の場所にある事業所や施設の業務に従事（兼務）することはできません。

◆ 管理者の責務 ◆

- ① 従業者及び業務の一元的管理
- ② 従業者に運営に関する基準を遵守させるための指揮命令

管理者は事業所を一元的に管理しなければなりません。「一元的に管理する」とは、訪問入浴介護事業所の運営全てに責任を負っているということです。一元的な管理を行うことができない場合は、兼務は認められません。

2 看護職員・介護職員

指定訪問入浴介護事業所ごとに、看護職員（看護師又は准看護師）を1以上、介護職員を2以上配置しなければなりません（予防給付は看護職員1以上、介護職員1以上）。

また、看護職員又は介護職員のうち1人以上は常勤でなければなりません。

4

設備基準について

○訪問入浴介護事業所に必要な設備

- ① 事務所
- ② 相談室
- ③ 手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備
- ④ 指定訪問入浴介護に必要な浴槽（身体の不自由な者が入浴するのに適したもの）
- ⑤ 車両（浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの）

※ 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りをする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業所と同一の事務室であっても差し支えないとされています。

※ 設備基準は指定訪問入浴介護事業所ごとに満たさなければなりません。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問入浴介護の運営に支障がない場合は、当該事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるかとされています。

従って同一敷地ではない事業所の車両や浴槽を使用すること、及び同一敷地にはない複数の訪問入浴介護事業所がひとつの車両や浴槽を共有することはできないものと考えます。

◆ 注意 ◆

入浴車両を変更、増車、減車した場合は、10日以内に横須賀市に変更届を提出しなければなりません。

指導事例

- ① 入浴車両を変更したにもかかわらず、変更届を提出していなかった。
- ② 他サービスと同一の事務室を使用していたが、訪問入浴介護専用の区画を設けず訪問入浴介護の区画を特定できなかった。

1 基本取扱方針**(1) 指定訪問入浴介護**

指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行わなければなりません。

指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。

(2) 指定介護予防訪問入浴介護

指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければなりません。

指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。

指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければなりません。

指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力の阻害その他の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければなりません。

指定介護予防訪問入浴介護のサービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者の有する能力を阻害するような不適切なサービス提供を行わないよう配慮してください。

2 具体的取扱方針

指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供してください。

利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により、「清拭」又は「部分浴(洗髪、陰部、足部等)」を実施するなど、適切なサービス提供に努めてください。

指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等(入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点など)について、理解しやすいように説明を行ってください。

指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行ってください。

指定訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人(指定介護予防訪問入浴介護においては、看護職員1人及び介護職員1人)をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者(※)とします。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合は、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができます。

指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意するとともに、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用してください。

※ サービスの提供の責任者は、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供にあたって他の従業者に対し作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービス提供を受けられるように配慮してください。

3 利用料等の受領

法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供したときは、利用者負担として、1割、2割又は3割相当額の支払を受けなければなりません。法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければなりません。

利用者の自己負担分を徴収しないことや、「割引」等を行うことはできません。

【利用料以外に徴収することができる費用】

- ①当該事業所の通常の事業の実施地域外でサービス提供を行う場合の交通費
- ②利用者の選定により提供される特別な浴槽水（温泉水）

※上記の支払いを受けるに当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対しその額について説明を行い、同意を得なければなりません。

※保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用（「お世話料」等）の支払いを受けることはできません。

利用者へ渡す領収書は、介護保険サービスと介護保険外サービスの内訳が分かるようにしてください。

使い捨ての手袋、タオル等の費用を利用者から徴収することはできません。また、あらかじめ利用者の負担で用意させることもできません。

指導事例

タオル等のサービス提供に必要な備品を利用者の負担であらかじめ用意させていた。

4 運営規程

事業所名称、事業所所在地のほか、運営規程には次に掲げる事業所の運営についての重要事項に関する規程を定めなければなりません。

- ① 事業の目的、運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他費用の額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ サービスの利用に当たっての留意事項（※）
- ⑦ 緊急時等における対応方法
- ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項
（※令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。）
- ⑨ その他運営に関する重要事項
 - ・ 従業者の研修機会の確保
 - ・ 従業者（従業者であった者を含む。）の秘密保持
 - ・ 苦情相談体制
 - ・ 事故発生時の対応等

※ 利用者が指定訪問入浴介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（入浴前の食事の摂取に関する事等）を指します。

5 勤務体制の確保等

事業者は、利用者に対し、適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、職員の勤務体制を定めておかなければなりません。

①勤務表は指定訪問入浴介護事業所ごとに、月ごとに作成し、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。

②指定訪問入浴介護は、指定訪問入浴介護従業者によって、提供されなければなりません。

指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者とは、雇用契約、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問入浴介護従業者を指します。

③事業者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保する必要があります。

また、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者については、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられました。これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。

【認知症に係る基礎的な研修について】

①研修を受講させるために必要な措置は、令和6年3月31日まで努力義務です。

(令和6年4月1日より義務化)。

②当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とされています。具体的には以下のとおりです。

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者

介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師

④事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられています。詳細につきましては、共通事項編をご確認ください。

6 地域との連携等

指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならないと令和3年度から定められています。

これは、高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定訪問入浴介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定訪問入浴介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないう、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものです。

6

衛生管理について

指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければなりません。

サービス提供に用いる浴槽その他の設備及び備品等の使用に際しては、清潔の保持に十分留意しなければなりません。浴槽など利用者に直に接触する設備・器具類は、利用者1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行ってください。また、入浴車内でも清潔・不潔の区分をしっかりと行うようにしてください。

皮膚に直に接するタオル等については、利用者1人ごとに取り替えるか個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用してください。

従業者には採用時や年に1度定期健康診断を受診させる等、従業者が感染症の媒体とならないように、清潔の保持及び健康管理について必要な管理を行ってください。

使い捨ての手袋等、感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じてください。

◆ 注意 ◆

利用者等にまん延する恐れのある感染症が発生した場合は、指導監査課及び保健所等へ連絡してください。

その他、感染症の予防及びまん延の防止のための措置については共通事項編をご確認ください。

7

介護報酬・加算・減算について

1 介護報酬の算定について

訪問入浴介護費は、利用者に対して指定訪問入浴介護事業所の看護職員1人、介護職員2人（予防給付は看護職員1人、介護職員1人）が訪問入浴介護を行った場合に算定します。

（1）利用者の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合の取扱い

入浴により身体の状態等に支障が生ずる恐れがないと認められる場合、主治医の意見を確認した上で、介護職員3人（予防給付は介護職員2人）が訪問入浴介護を行うことが可能です。その場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定します。

※ 上記の場合は、訪問入浴介護の提供に当たる3人（予防給付は2人）の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても、所定単位数の100分の95に相当する単位数で算定します。

※ 主治医の意見については、利用者又は利用者の承諾を得た事業者が、利用者の主治医に確認することとし、併せて次に確認すべき時期についても確認してください。

（2）利用者の心身の状態により入浴を見合わせた場合の取扱い

訪問をしたが、利用者の状態等により入浴を見合わせた場合は、算定できません。

訪問時の利用者の心身の状態等から全身入浴が困難な場合に、利用者の希望により清しき又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定します。

2 サービス提供体制強化加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして横須賀市長に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算することができます。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。

- （1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：44単位
- （2）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）：36単位
- （3）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）：12単位

厚生労働大臣が定める基準

イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

次のいずれにも適合すること。

- （1）指定訪問入浴介護事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は

- 実施を予定していること。
- (2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。
 - (3) 当該指定訪問入浴介護事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的
 - (4) 次のいずれかに適合すること。
 - (一) 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。
 - (二) 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。

ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

次のいずれにも適合すること。

- (1) イ（1）から（3）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職人の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修終了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。

ハ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

次のいずれにも適合すること。

- (1) イ（1）から（3）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 次のいずれかに適合すること。
 - (一) 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。
 - (二) 当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の介護福祉士の占める割合が100分の30以上であること。

留意事項

①研修について

訪問入浴介護従業者ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問入浴介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければなりません。

②会議の開催について

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問入浴介護従業者のすべてが参加するものでなければなりません。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。会議の開催状況については、その概要を記録しておいてください。なお、「定期的」とは、おおむね1月に

1 回以上開催されている必要があります。

また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載する必要があります。

- 利用者のADLや意欲
- 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- 家族を含む環境
- 前回のサービス提供時の状況
- その他サービス提供に当たって必要な事項

③健康診断等について

健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問入浴介護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければなりません。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、当該健康診断等が1年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとされています。

④職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いることとされています。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用います。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となります。

なお、介護福祉士又は実務者研修修了者（若しくは旧介護職員基礎研修課程修了者）については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者となります。

⑤④のただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算の取り下げに係る届出を提出しなければなりません。

⑥勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいいます。

⑦勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとされています。

⑧同一の事業所において介護予防訪問入浴介護（指定訪問入浴介護）を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととされています。

3 集合住宅等に居住する利用者に対する減算

①次の建物に居住する利用者に対しサービスを行った場合、所定単位数の90/100の単位数で算定します。

ア、事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）（②を除く。）

イ、事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（アを除く。）

②事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対しサービスを行った場合、所定単位数の85/100の単位数で算定します。

※区分支給限度基準額を算定する際は、減算前の所定単位数を算入します。

1. 同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物の定義

事業所と構造上又は外形上、一体的な建物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該事業所と有料老人ホーム等が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指します。

ただし、当該減算は事業所と訪問先の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であるため、隣接していても横断に迂回が必要な道路や河川などに隔てられている場合等、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではありません。

2. 同一の建物に20人以上居住する建物の定義

1に該当する範囲以外の建物で、当該建物に当該指定訪問入浴介護事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数は合算しません。

利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この場合、1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者数の合計を、当該月の日数で除して得た数（小数点以下切り捨て）とします。

◆減算対象となる事例

- ・訪問入浴介護事業所と同一建物にある一般住宅の場合
- ・訪問入浴介護事業所と同一建物にある利用者50人以上の一般住宅の場合（15%減算）
- ・訪問入浴介護事業所と有料老人ホームが隣接する敷地に併設してある場合
- ・訪問入浴介護事業所とサ高住が幅員の狭い道路を隔てた敷地に併設してある場合
- ・訪問入浴介護事業所の利用者が20人以上いる一般住宅の場合

◆減算対象とはならない事例

- ・訪問入浴介護事業所と同一敷地内に利用者が居住する建物があるが、広大な敷地に建物が点在しており、位置関係による効率的なサービス提供が出来ない場合（URなどの大規模団地や、敷地に沿って複数のバス停留所があるような規模の場合）
- ・訪問入浴介護事業所と利用者が居住する建物が、横断に迂回が必要な程度の幅員の広い

道路に隔てられている場合

- ・訪問入浴介護事業所と隣接しない同一敷地内に利用者が居住する複数の建物がある場合、各建物の利用者数の合計は20人を超えるが、建物それぞれの利用者数は20人に満たない場合。（利用者数の合算をしない。）

→減算の対象となるのは、減算対象となる建物に居住する利用者に限られます。

4 認知症専門ケア加算（※令和3年度新設）

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして横須賀市長に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算します。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。

- (1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）：3単位/日
- (2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）：4単位/日

厚生労働大臣が定める基準

イ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）

次のいずれにも適合すること。

- (1) 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」）の占める割合が2分の1以上であること。
- (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあつては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあつては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- (3) 当該事業所の従事者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催していること。

ロ 認知症専門ケア加算（Ⅱ）

次のいずれにも適合すること。

- (1) イの基準のいずれにも適合すること。
- (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- (3) 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

留意事項

- ① 「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者です。
- ② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が2分の1以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数（要支援者を含む）の平均で算定します。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要です。なお、その割合について

ては、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算の取下げの届出を提出しなければなりません。

③「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指します。

④「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。

また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

⑤「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指します。

4 初回加算 (※令和3年度新設)

指定訪問入浴介護事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、指定訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定訪問入浴介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算します。

初回加算：200単位/月

留意事項

- ①指定訪問入浴介護事業所において、初回の指定訪問入浴介護を行う前に、当該事業所の職員が利用者の居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等を行った場合に算定することができます。
- ②当該加算は、初回の指定訪問入浴介護を行った日の属する月に算定することができます。

【令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 4) (令和3年3月29日)】

(問8) 初回加算は同じ利用者について同一月内で複数の事業所が算定することは可能か。
⇒可能である。

(問9) 初回加算は、利用者の入院等により前回のサービス利用から間隔が空いた場合、どの程度の期間が空いていれば再算定が可能か。

- ⇒・初回加算は、初回のサービス提供を行う前に利用者の居宅を訪問し、(介護予防)訪問入浴介護の利用に関する調整を行った場合を評価する加算であり、この場合の初回とは、過去の(介護予防)訪問入浴介護のサービス利用の有無に関わらず、当該(介護予防)訪問入浴介護事業所とサービス提供契約を締結した場合を指す。
- ・ただし、サービス提供契約締結後に利用者が当該住居を引っ越しするなど住宅環境に変化が生じたときに、改めて利用者の居宅を訪問し、(介護予防)訪問入浴介護の利用に関する調整を行った場合は、再度算定することができる。

(問10) 介護予防訪問入浴介護を利用していた者が、要介護認定の更新等にともない一体的に運営している訪問入浴介護事業所からサービス提供を受ける場合は、改めてサービス提供契約を締結しない場合でも初回加算は算定可能か。

- ⇒算定できない(逆の場合である介護予防訪問入浴介護費の算定時においても同様である)。
- ただし、サービス提供契約締結後に利用者が当該住居を引っ越しするなど住宅環境に変化が生じたときに改めて利用者の居宅を訪問し、(介護予防)訪問入浴介護の利用に関する調整を行った場合は、この限りではない。